

家族信託と税金

基本的考え方は次の通りです。
私(父)は息子に貸ビルを信託します。
貸ビルの収益は私が受益します。

- ①信託により、貸ビルの名義(所有者)は、私から息子に移転(所有権)します。普通は、売却や贈与により所有権が移転すると{売却→所得税(譲渡所得)}や{贈与→贈与税}が課税されます。この例の信託(家族信託契約)の場合は、所得税も贈与税も課税されません。
- ②信託により、息子は貸ビルを名義上の所有者として管理し、貸ビルの収益は私(受益者)が享受します。私は生きている間は貸ビルの収益の受益者として、今まで通り所得税(不動産所得)の申告をします。
- ③私が死亡すると息子が相続し、相続税の申告をすることになります。その時点から不動産の収益も息子に移ります。

私の財産がこの貸ビル(時価3億円)のみの時、息子以外の子供たちに遺留分がありますので、遺留分請求とかの争いが起こる余地があります。私の子供たちはどうするでしょう。私はどんな家族信託を考えたらよいでしょう。あくまでも、私に財産があるときのお断りです。

四ヶ所十郎

New Life

こちら総務部便り

Vol.16

2021 弥生号



財務指標の視点から 決算書を見る③



今回は、ROE(自己資本利益率)とROA(総資産利益率)について書き記していきます。

【貸借対照表】

【資産の部】 (流動資産) 現金・預金 受取手形 売掛金 棚卸資産他 (固定資産) 建物、土地ほか (繰越資産)	【負債の部】 (流動負債) 支払手形 買掛金 短期借入金他 (固定負債) 長期借入金他	他人資本
	【純資産の部】 (株主資本) 資本金他	自己資本



【損益計算書】

【売上高】	****、****
【売上原価】	**、****
売上総利益	*、****
【販売費及び一般管理費】	**
営業利益	***
【営業外利益】	***
【営業外費用】	***
経営利益	***
【特別利益】	**
【特別損失】	**
税引前当期純利益	***
法人税等	**
当期純利益	***

ROE(自己資本利益率) = 当期純利益 ÷ 自己資本 × 100 (自己資本とは純資産の部の合計額)

ROA(総資産利益率) = 当期純利益 ÷ 総資産 × 100 (総資産とは資産の部の合計額)

自己資本は、株主が投じた資本と会社があげた利益の蓄積を合計したもので、株主にとっては会社の経営資源のなかで自らの持分にあたるものです。ROE(自己資本利益率)は、その自己資本を会社がどれだけ効率的に使って利益を稼いでいるかを表すもので会社が株主の投資という期待にどこまで利益成長で応えているかを示す指標になります。8%~10%の数値であれば優良であると言われていますが、一方で分母である自己資本を財務テクニックによって減らし改善することもできROE(自己資本利益率)の数値は当てにならないという意見もあります。

ROA(総資産利益率)は自己資本だけでなく、金融機関からの借入金等の他人資本も使って会社が過去に積み上げてきたもの、即ち総資産であり、これらすべての経営資源を活用して、会社がどれだけ効率的に利益をあげているかを表す指標になります。ROE(自己資本利益率)に比べより広い視点から会社の稼働力を測るモノサシといえます。目安は5%以上で優良の会社とされています。

~前問~

SDGs (Sustainable Development Goals)



SDGsの17目標の特徴

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



最近、「SDGs(エスディージーズ)」という言葉をよく聞くのですが、SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」という意味になります。SDGsとは2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するために17の目標(ゴール)が設定されています。

- 1...中小企業がSDGsに取り組むメリット
- 2...社会課題への対応
- 3...生存戦略につながる
- 4...事業機会の創出

SDGsへの意識が世界的に高まる中で、日本においてもSDGsに取り組むことが企業のメリットとして捉えられるようになってきました。SDGsに取り組むことで同じ課題を解決したい行政・NPO・教育機関といった、これまで関わりのなかったパートナーとのつながりが生まれ、新たな事業を創出する機会が生まれます。今回はSDGsの概要と、SDGsに取り組むメリットについて書きました。次号では、実際にSDGsに取り組む企業の事例等を挙げていきたいと思います。

四ヶ所 直樹



ふるさと納税と納税と控除について

今、当事務所は確定申告の真っ最中です。前月号では医療費控除について書きましたが、医療費の領収書同様、年末調整の時に寄附金の証明書を添付しての方が何人かいらっしゃいました。寄附金控除も確定申告になります。私が担当している方たちで昨年ぐらいから、寄附金のなかでもふるさと納税をされている方が増えました。

税金の控除が受けられるうに、寄附した自治体の特産品を寄附額に応じて選んでもらうことができるお得な制度だからでしょう。

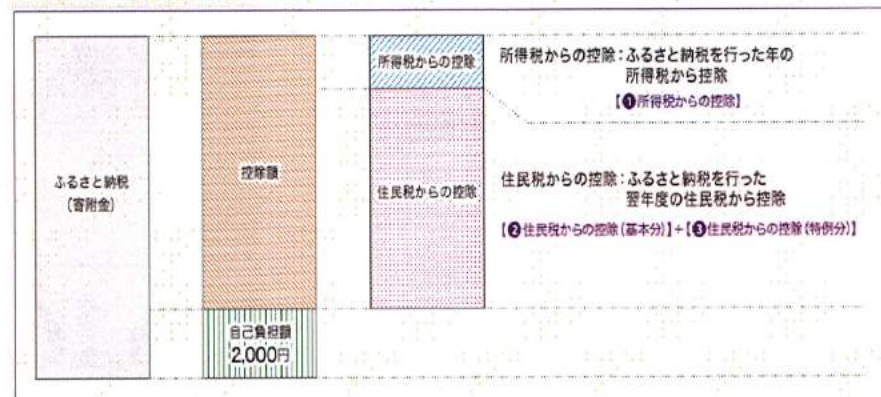
国税庁のホームページのふるさと納税（寄附金控除）のところを見てみると、

1. ふるさと納税

ふるさと納税はご自身の選んだ自治体に対して寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税からそれぞれ控除が受けられる制度です。

とあります。【下記参照；総務省 ふるさと納税ポータルサイトより】

控除額の計算



これだけ見ると、2,000円を差し引いた残り、たとえば30,000円寄附した場合、2,000円を引いた残りの28,000円が全額寄附金控除になると思われがちですが、寄附金控除にも上限があります。



ふるさと納税で受けられる控除額計算は・・・

上記表①所得税からの控除額 = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 所得税の税率

上記表②住民税からの控除額(基本分) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 10%

上記表③住民税からの控除額(特例分)

= (ふるさと納税額 - 2,000円) × (100% - 10%(基本分) - 所得税の税率)

【注※】この特例分が住民税所得割額の2割が上限です。

先週の日曜日、優雅な独身生活を送っている私の友人が、「自分でe-Taxで申告書を作成したので税務署に出す前に間違えてないかチェックして。」と言ってきたので見てあげました。彼女は会社員なのになぜ、確定申告?と思ったらふるさと納税の寄附金控除でした。彼女はご丁寧にふるさと納税の証明書が一番下に、平戸牛ステーキとか鹿児島黒毛和牛黒豚しゃぶしゃぶセットとか神戸牛サーロインステーキと書いていて、彼女が言うには、何の品物ももらったかキチンと書いておかないと忘れるからだそうで、まあ近頃、物忘れがひどい私も納得!したものの、**全部肉!**と思わず笑ってしまいました。**寄附金総額なんと60,000円**には驚かされましたが・・・。

ここで、上の計算式に当てはめてふるさと納税の控除額を計算してみます。

①所得税からの控除額 (60,000円 - 2,000円) × 所得税率(彼女は5%) = 2,900円
(わかりやすいように復興特別所得税は加えてません。本来は加えた率です)

②住民税からの控除額(基本分)
(60,000円 - 2,000円) × 10% = 5,800円

③住民税からの控除額(特例分)
(60,000円 - 2,000円) × (100% - 10% - 5%) = 49,300円

本来なら①+②+③ = 58,000円(60,000円 - 2,000円)の控除額となりますが

③の特例分は上限があります。

彼女の年収は360万円で給与の源泉徴収票を参考に住民税の所得割額を計算してみると142,000円となりました。この2割が上限なので28,400円③が特例分となります。

彼女がふるさと納税で受けられる控除額は①+②+③ = 37,100円となります。

58,000円の寄附金控除と思っていた彼女には説明してあげました。

ふるさと納税の寄附金控除額は、その人の収入や他の控除などで違います。総務省のふるさと納税ポータルサイトで控除上限額のシュミレーションができるようになってますので、上限額が知りたい方は参考にしてください。

*** 北原 ***

ピボットテーブルの便利な活用方法



ピボットテーブルは、Excelのなかでもっとも優秀な機能と言ってもいいほど便利なツール。データの分析や集計、グラフづくりなど、さまざまな場面で役立ちます。ピボットテーブルの活用の仕方をご紹介します。

ピボットテーブルとは、1つのデータをいろいろな視点から集計したり、分析したりすることができるExcelの機能です。また、「大量のデータを瞬時に集計できる」優れものでもあります。これを活用すれば、売上分析や勤怠管理、データのグラフ化など、面倒な作業があつという間にできてしまいます。

図1のようなリストデータがあつたとしましょう。これは、日付別に何が何個売れて、その金額が何円になり、それを売った担当者名が記述されている「売上一覧表」です。

図1 売上一覧表のデータ(の見本)

NO	日付	商品名	単価	数量	金額	担当者
1	2015/5/1	ノートPC	145800	3	437400	夏目
2	2015/5/1	デスクトップパソコン	212800	2	425600	夏目
3	2015/5/1	デジカメ	45800	2	91600	久利
4	2015/5/2	KINECT	24800	5	124000	久利
5	2015/5/2	Leap Motion	12600	8	100800	久利
6	2015/5/2	ノートPC	145800	2	291600	久利
7	2015/5/3	デスクトップパソコン	212800	4	851200	阪神
8	2015/5/3	プリンター	34800	5	174000	阪神
9	2015/5/4	ノートPC	145800	8	1166400	正岡
10	2015/5/5	KINECT	24800	10	248000	徳塚
11	2015/5/5	マウス	3500	15	52500	徳塚
12	2015/5/5	ノートPC	145800	5	729000	徳塚
13	2015/5/5	スキャナー	65800	2	131600	徳塚
14	2015/5/6	デスクトップパソコン	212800	3	638400	内田
15	2015/5/6	デジカメ	45800	4	183200	内田
16	2015/5/6	プリンター	34800	5	174000	内田
17	2015/5/6	ディスプレイ	39800	2	79600	内田
18	2015/5/7	ディスプレイ	39800	4	159200	葉師寺
19	2015/5/7	ノートPC	145800	6	874800	葉師寺
20	2015/5/7	KINECT	24800	5	124000	葉師寺

図1を見るだけで「商品名」にどのくらい売上があり、また、「誰」がたくさん売っているのかは分からないです。

そこで、ピボットテーブルを使います。元の表にある項目の、「商品名」や「担当」を、集計表のどこに配置するかを指定すると、その項目を含むデータの一覧が表になって、データの集計が自動的に行われます。

例えば、「商品名」ごとに集計してみると、以下ようになります(図2)。

図2 ピボットテーブルを使い、「商品名」ごとに集計した

商品名	合計 / 単価	合計 / 数量	合計 / 金額
KINECT	74400	20	496000
Leap Motion	12600	8	100800
スキャナー	65800	2	131600
ディスプレイ	79600	6	238800
デジカメ	91600	7	320600
デスクトップパソコン	638400	9	1915200
ノートPC	729000	24	3499200
プリンター	69600	10	348000
マウス	3500	15	52500
総計	1764500	101	7102700

商品名ごとに、「数量」の合計と「金額」の合計が集計されました。こう表示されれば、何が、何個売れたかが瞬時に分かります。例えば、「ノートPCが売れているので、もっと拡販せよ」「スキャナーが売れていないので、何か施策を」といった戦略の判断がしやすくなりますね。

次回にまたご紹介いたします。

フウ

プロ野球選手の確定申告!

私は野球が好きで毎晩スポーツニュースを見ておりますが、ふとした時、プロ野球選手は、どういう申告をしているのだろうか・・・気になりましたので調べることにしました。

プロ野球選手が受け取る報酬は、チームと契約した個人事業主扱いとなり、チームから受け取る報酬は、現在の所得税の計算では事業所得として収入として取り扱われることになっています。

確定申告では、収入から経費を差し引いて事業所得を求めます。

この事業所得から、生命保険などの所得控除を差し引いた残額に税率をかけることによって所得税が決まります。

プロ野球選手の収入は、具体的にはどんなものがあるのでしょうか?

- ・球団からの年俸
- ・契約金
- ・オールスターなどの賞金・賞品
- ・テレビなどの出演料
- ・雑誌やイベント等の出演料
- ・印税等

収入は球団からの年俸や契約金、賞金・賞品、雑誌やイベント等の出演料などが該当します。その他にもスポンサー収入、テレビ番組等の出演料、印税等が対象となります。

なお、プロ野球選手の収入は1回に支払われる金額が100万円までの場合は10.21%、100万円を超える金額については20.42%の所得税があらかじめ天引きされていますので、確定申告で精算する事になります。

ちなみに、1年間の収入が1千万円を超えていると翌々年である2年後から消費税の納税も必要となります。

プロ野球選手は、何が経費にできるのでしょうか?

プロ野球選手の経費は、トレーニングに係るジム施設の利用代、機械代、トレーナーに支払う報酬は経費になります。

さらには試合や練習等のための交通費、宿泊代や日常的に掛かる自宅家賃の一部、車購入費、ガソリン代、高速代、携帯電話代、スマホ購入費、パソコンをはじめ、バット、グローブ、スパイク、トレーニングウェアの購入費用など、プロ野球選手として事業のために必要となる支出が経費になります。

大物になってくるとプロ野球選手が会社を設立して節税の道へ

プロ野球選手における球団との契約は、野球協約に基づく統一契約様式に基づき、プロ野球選手個人と球団が契約しているため、個人での節税には限界があります。

そこで、会社を設立し選手をマネジメントすることで、テレビ出演、コマーシャル、メーカーとの契約などの副業の報酬を会社で受け取る契約とすることで、選手個人として報酬を受け取るよりも税率が安くなるため、節税につながります。

さらに、奥様や親などの親族を法人の役員として、経理や経営管理などの業務をしてもらうことで、会社から親族へ給与を支払うことが可能となります。そうすることで、給与が親族に分散されることによって、所得税の税率も結果として安くなります。

プロ野球選手も経営者なんですね・・・
税理士報酬は如何ほどなんですか・・・
気になる気になる・・・

辻 直英